

# NOMOベースボールクラブに寄付した場合の 寄付金控除について

特定非営利活動法人NOMOベースボールクラブは、平成27年5月15日に兵庫県より税制優遇の認定を受けた「認定NPO法人」となりました。同日以降の支援者の皆さまからの当法人への賛助会費及びご寄付は寄付金控除を受けることができます（匿名寄付、正会員の会費、物品販売の購入代金は控除の対象外です）。詳しくは最寄りの税務署にお尋ねください。

## 1. 寄付金控除の対象

「認定NPO法人」制度による寄付金控除の対象には、次の3種類があります。

- 個人の方のご寄付
- 法人の方のご寄付
- 相続財産のご寄付

## 2. 寄付金控除となるお支払い

以下のお支払いは寄付金控除の対象となります。

- 寄付金、緊急募金等
- 賛助会員会費、団体賛助会員会費

以下のお支払いは寄付金控除の対象となりません。

- グッズ等、物品の購入代金
- 匿名寄付金、現物による寄付
- 正会員の会費

## 3. 個人の方のご寄付

個人の皆さまからのご寄付は、特定寄付金とみなされ寄付金控除の対象となります。

寄付金控除には、以下いずれかの有利な方法が選択できます。

項目

- ・ 税額控除の方式
- ・ 所得控除の方式

計算式

(当該年に支払った寄付金合計額-2千円) ×40%が税額から控除できます。

(当該年に支払った寄付金合計額-2千円) が所得から控除できます。

(当該年に支払った寄付金合計額-2千円) ×所得税率が減税

上限

当該年分の所得税金額の25%

年間所得金額の40%

所得税

減税額

年間課税所得300万円で1万円寄付した場合（所得税率10%）→3,200円減税

年間課税所得500万円で1万円寄付した場合（所得税率20%）→3,200円減税

年間課税所得300万円で1万円寄付した場合（所得税率10%）→800円減税

年間課税所得500万円で1万円寄付した場合（所得税率20%）→1,600円減税

※所轄税務署で確定申告を行ってください。年末調整では寄付金控除を受けることはできません。

※確定申告書提出の際に、当法人が発行した領収書を添付してください（振込控え等では申告できません）。

※住民税における取り扱いには各自治体により異なる場合があります、全国一律ではありませんので詳しくは各自治体にお問い合わせください。

## 4. 法人の方のご寄付

一般寄付金等の損金算入限度額とは別に、損金算入限度額が設けられます。

(一般損金算入額+特別損金算入額)

損金算入できる金額には、他の認定NPO法人、公益財団・社団法人等に対する寄付金の額を合わせて行うことになりますので、ご注意ください。

※寄付をした日を含む事業年度の確定申告書提出の際に、申告書に必要事項（別表十四（二））を記入して申告します。当法人が発行する領収書については大切に保管願います。

## 5. 相続財産のご寄付

相続または遺贈により財産を取得した方が、その所得財産等を相続税の申告期限内に寄付して下さった場合、その寄付金額には相続税が課税されません。

※相続税の申告書提出の際に、当団体が発行する領収書を添付してください。

## 6. 領収書の発行について

寄付金控除の申告の際には、「NOMOベースボールクラブ」の発行する領収書が必要となります。当クラブでは、寄付金控除の申告をする方には、控除対象となる寄付金について、認定NPOの認定番号等を記載した申告用の領収書を発行致します。

この領収書の発行については、以下の事項にご注意願います。

### (1) 個人の方からの募金・寄付について

●翌年1月にまとめて領収書を郵送します。

### (2) 賛助会員の会費について

●事務局にご連絡いただいた方に発行させていただきます。

申告される方は、所定の払込用紙に領収書必要欄にチェックを入れていただくか、事務局までご連絡ください。発送につきましては、募金・寄付と同様に、翌年1月に郵送させて

いただきます(領収書の発行には2週間程度かかります。申告に間に合うよう、余裕を持ってご連絡ください)。

### ◆お願い・注意事項

※ご寄付のお振込みの際、お手元に残る「払込票兼受領書」等の控えは大切に保管してください。

※領収書のあて名は、原則、ご寄付くださる際にお知らせいただいたお名前・ご住所になります。

※領収書の日付は、当クラブが受け取った日付となりますので、郵便振込、自動振込でいただいた場合は、お支払いいただいた日付と領収書の日付が異なる場合があります。

※紛失などによる領収書の再発行は致しかねますので、申告まで大切に保管願います。